特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民年金事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
草加市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
草加市長

公表日
令和6年5月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	●事務全体の概要 　国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の定めるところによるほか、地方自治法第245条の9第3項に基づくこの処理基準の定めるところにより、市民からの国民年金に関する届出等の受理及び日本年金機構への報告を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①第1号被保険者及び任意加入者の資格取得・資格喪失、種別変更等の受理及び報告 ②第1号被保険者及び任意加入者の住所変更（転入・転出・転居）、氏名変更、資格訂正、性別訂正、死亡の報告、国民年金手帳の交付申請の受付、付加保険料納付申出・辞退申出書の受理及び報告 ③保険料申請免除（法定免除・申請免除・学生納付特例・若年者納付猶予）の受付・取消の受理及び所得情報の報告 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書・届出書の受理・審査及び報告
③システムの名称	国民年金システム、番号管理連携システム、中間サーバー、窓口支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の31の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1596　【庶務課】048-922-0954

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課 048-922-1596

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	Ⅰ ５．②所属長	保険年金課長　坂田　幸夫	保険年金課長　今野　禎雄	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅰ １．③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	Ⅱ １．対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ ２．取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ １．対象人数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ ２．取扱者数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅰ ５．②所属長の役職名	保険年金課長　今野　禎雄	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	Ⅱ １．対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ ２．取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ １．対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ ２．取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ　リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅱ １．対象人数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ ２．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ １．対象人数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ ２．取扱者数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ １．対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ ２．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ ７．請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0151 健康福祉部保険年金課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1596 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	Ⅰ ８. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0151 健康福祉部保険年金課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課 048-922-1596	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	Ⅱ １. 対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ ２. 取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ １. 対象人数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ ２. 取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅰ １. ③システム名称	国民年金システム、番号管理連携システム、中間サーバー	国民年金システム、番号管理連携システム、中間サーバー、窓口支援システム	事後	利用システムの追加に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅰ ５. 評価実施期間における担当部署	健康福祉部保険年金課	健康推進部保険年金課	事後	組織改正に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅰ ７. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1592 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1592 【庶務課】048-922-0954	事後	組織改正による修正
令和6年5月8日	Ⅰ ８. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課 048-922-1592	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保険年金課 048-922-1592	事後	組織改正による修正
令和6年5月8日	Ⅱ １. 対象人数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ ２. 取扱者数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正